

# 第1章

## 計画改定について

---

第1章では、計画の改定に至ったその背景と目的を整理するとともに、計画の位置づけや役割、計画期間、対象とする環境、対象地域、対象主体とその役割など、本計画の前提となる基本的事項を整理しています。

1 計画改定の背景・目的.....	2
2 計画の基本的事項.....	3

# 第1章 計画改定について

## 1 計画改定の背景・目的

本市は、環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築し、自然と共生するやすらぎのあるまちづくりをめざすため、平成22年4月、良好な環境の保全と創造に関する基本理念や市民、事業者、滞在者及び市の役割や基本的施策の方向性を示した「伊達市環境基本条例」を施行しました。

この環境基本条例に掲げる基本理念の具現化を目指し、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための具体的な指針として、平成23年3月に「伊達市環境基本計画」を策定しました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「原子力災害」という。）に伴う放射性物質\*の飛散により、本市は、自然環境、生活環境の汚染や、風評被害による影響など、過去に経験したことのない被害を受けています。

原子力災害から3年が経過し、本市では定期的な環境放射線モニタリング\*調査、伊達市除染実施計画に基づく除染、被ばく量検査などを進め、環境再生\*に向けて取り組んできました。

しかし、除染を実施した場合でも放射性物質\*は完全に除去できるわけではなく、また、本市に飛散した主な放射性物質\*である放射性ヨウ素131、セシウム134、セシウム137のうち、特にセシウム137の半減期が30年であることから、長期にわたり低線量の放射線が残存する状況下（以下、「低線量下」という。）での生活が長期間継続することとなります。

今後は、そのような低線量下における安全・安心な生活の確保に向けた健康管理や、放射線の及ぼす影響の調査などの放射線対策についても取り組んでいく必要があります。

一方、これまで取り組んできた環境施策についても、原子力災害後の環境変化などを踏まえた内容の見直しを行うとともに、低炭素社会や循環型社会の実現に向けた取り組みのため、原子力災害を契機に関心が高まっている省エネルギーの推進や再生可能エネルギー\*の導入促進などの重要施策についても、より一層の推進を図ることが必要となります。

また、本市では、伊達市復興計画、伊達市再生・発展まちづくりグランドデザイン、伊達市健幸都市\*基本条例などが平成23年度以降に策定されました。

環境基本計画についてもこれらの計画と連携しながら、環境面から再生・復興への取り組みを行っていく必要があります。

このような状況に対応するため、平成27年度に予定されていた中間見直しを早め、平成25年度に計画の一部改定を行いました。

今回の改定は、放射性物質\*により影響を受けた環境への対応と、原子力災害後の環境変化に対応した環境施策の見直しに重点を置いた内容となっています。また、第5章に設けている計画の先導的な役割を果たすリーディングプロジェクトについても、改定の趣旨を踏まえ見直しを行っています。

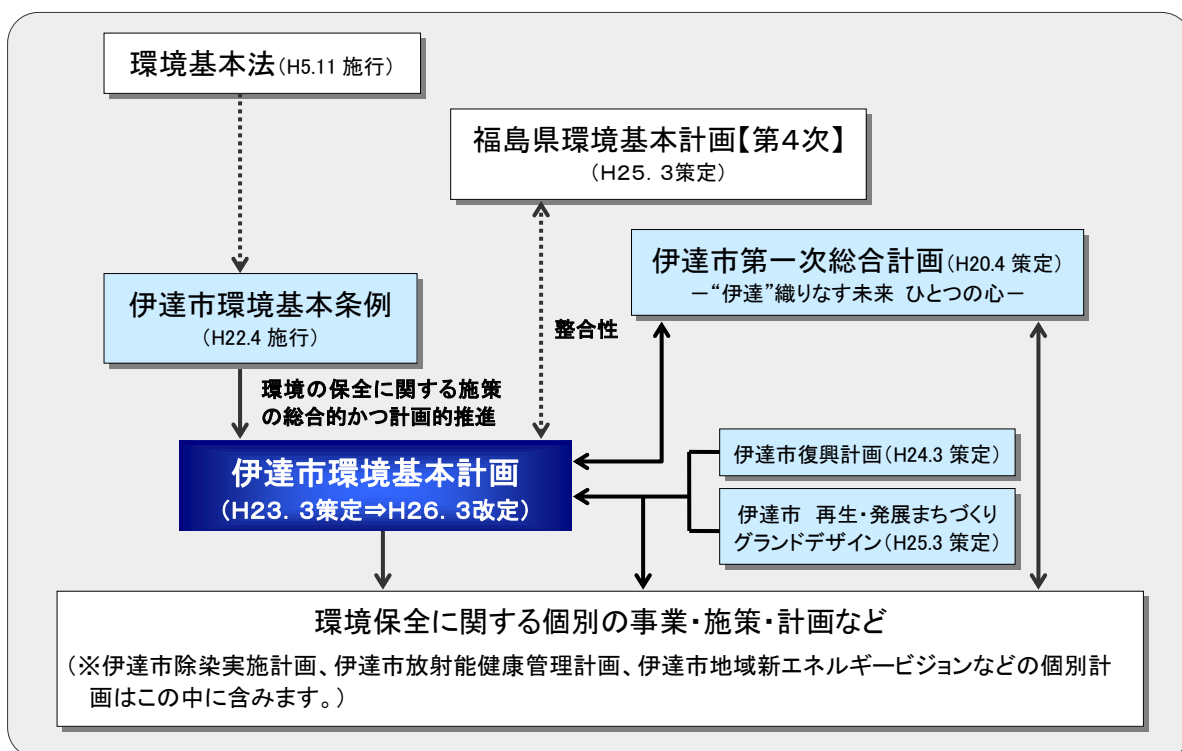
今後は環境基本計画改定版に基づき、本市の環境の保全・創造と再生を実現するため、市民・事業者・市が連携して取り組みを進めます。

## 2 計画の基本的事項

### (1) 計画の位置づけ

本市における本計画の位置づけは、主に以下に示すとおりです。

- 環境面において本市の最も基本となる計画であり、「伊達市第一次総合計画」を環境面から具現化していくための指針になるものです。
- 平成22年4月施行の「伊達市環境基本条例」に掲げる基本理念を具体化するものであり、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すとともに、これに基づき、市の各部門における施策を立案・実施する指針となるものです。

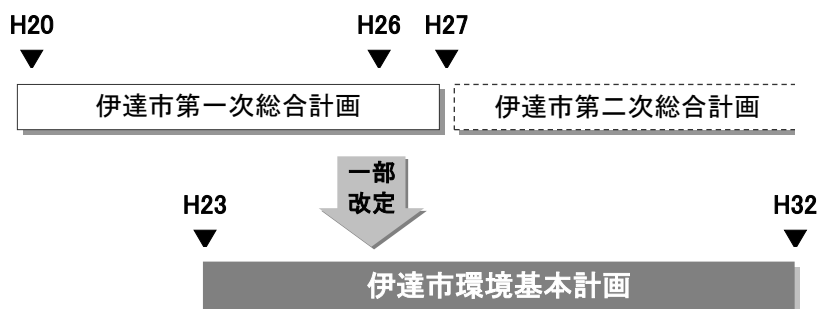


▲計画の位置づけ、相互の関連性

### (2) 計画の対象期間

改定後の伊達市環境基本計画は平成32年度を目標年次として、平成26年度から平成32年度までの7年間を計画期間とします。

なお、市の最上位計画である伊達市第一次総合計画の改定及び本市の環境を取り巻く状況の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを検討します。



### (3) 計画の対象とする環境

本計画の対象となる環境の範囲は、概ね以下のとおりです。

放射性物質* により影響を 受けた環境	放射性物質*による汚染などにより影響を受けた環境
自然環境	私たちの身のまわりに存在する空気や土、生物など、生物の生存基盤となる環境 農地／河川・水辺／自然景観／森林環境／動植物・生態系*／自然とのふれあい など
生活環境	大気質、水質、騒音、廃棄物など、私たちが生活・活動することにより何らかの影響を受け、 新たに発生する環境 大気環境／水環境／音環境／土壌環境／廃棄物・リサイクル など
快適環境	生活空間の中の緑、文化、街並みなど、ふれあいの中で快適と感じる環境 公園・緑地／まち並み／歴史・文化的環境／まち美化 など
地球環境	地球温暖化など、地球的規模で変化・進行する環境 地球温暖化／酸性雨・オゾン層破壊 など

### (4) 計画の対象地域

本計画は伊達市全域を対象とします。また、地域により環境の特性や取り組みなどが異なるため、各地域性にも配慮するものとします。

ただし、大気や水、地球環境問題など、流域あるいは広域に対応することが望ましい事項については、周辺地域や福島県、国及び地球全体も視野に入れた計画とします。

### (5) 計画の対象主体

本計画の対象とする主体は、市民、事業者、滞在者(旅行者その他の滞在者)及び市とします。

